

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成19年5月25日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山崎 賀津 雄

採捕を禁止する河川		禁止する漁法	禁止する期間
1 千代川水系に係る河川	八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。	さお釣（引懸（ゾロ）を含む。）	平成19年6月1日から同月14日まで
		投網	平成19年6月1日から同月30日まで
	上記以外の区域	さお釣（引懸（ゾロ）に限る。）	平成19年6月1日から同月14日まで
		投網	平成19年6月1日から同月30日まで
2 天神川水系に係る河川		投網 ヤス	平成19年6月1日から同年7月1日正午まで
3 日野川水系に係る河川		投網	平成19年6月1日から同年7月1日正午まで
4 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）		投網	平成19年6月1日から同月30日まで
5 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域）		投網	平成19年6月1日から同月30日まで